

## ◇トリチウム汚染水の海洋放出について

トリチウム汚染水は廃棄物にあたる

廃棄物の海洋投入は厳しく制限されている

環境基本法改正に基づく廃棄物処理法見直しの不作為が元凶

「汚染土の再利用」も同根

トリチウム汚染水の海洋放出が問題になっています。

トリチウム汚染水が廃棄物にあたれば安易な海洋放出などできないはずですが、トリチウム汚染水は液体だから廃棄物にあたらないのでしょうか？

そんなことはありません。廃棄物処理法では「廃棄物は、…汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義されていますので、汚水も廃棄物に含まれます。

廃棄物の海洋投入には集中型と拡散型の二種類がありますが、汚水の場合には拡散型の投入をしなければならず、投入可能な海域も汚水が海流に乗って拡散され得るような海域に限定されています。

にもかかわらず、なぜトリチウム汚染水をタンクから海洋放出するような行為が可能になるのでしょうか。

その理由は、廃棄物処理法の廃棄物の定義に「(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」とのカッコ書きが挿入されているからです。そのため、トリチウム汚染水は廃棄物処理法の適用を免れているのです。

「放射性物質の適用除外」は、公害対策基本法 8 条にも環境基本法 13 条にも規定されていました。放射性物質は、原子力関連法で規制することとされ、環境関連法の規制対象から外されていたのです。

しかし、福島原発事故後、2012 年 6 月に原子力規制委員会設置法の附則により環境基本法 13 条が削除されました。そのため、個別の環境法も改正しなければならなくなり、2013 年 6 月、「放射性物質による環境の汚染防止のための関係法律の整備に関する法律」(略称、「整備法」)が制定されて、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の四つの法律の一部改正が行なわれました。しかし、廃棄物や土壌汚染に関しては何の改正も行なわれていません。

また、2011 年 8 月に制定、2012 年 1 月に施行された放射性物質汚染対処特措法の附則では、次のように定められています。

第 5 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第 6 条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

環境基本法 13 条が削除されたからには、あらゆる環境関連法で「放射性物質の適用除外」規定が削除されなければなりません。そのうえ、放射性物質対処特措法附則の規定がありますから、廃棄物処理法の抜本的見直しが早急に必要なはずですが。

にもかかわらず、環境基本法 13 条の削除、及び放射性物質汚染対処特措法の施行から 8 年経った今もなお、廃棄物処理法における「放射性物質の適用除外」規定は全く見直されていません。

廃棄物処理法の「放射性物質の適用除外」規定が削除されれば、トリチウム汚染水の海洋投入も、また、汚染土の公共事業への再利用も「廃棄物の不法投棄」(廃棄物処理法 16 条違反)にあたることとなります。

要するに、本来なら「廃棄物の不法投棄」にあたる行為が国の不作為によって可能になっているということです。

トリチウム汚染水の海洋放出という不条理に際し、廃棄物や土壌等に関して「放射性物質の適用除外」規定を見直さない国の不作為の責任も追及していく必要があると思います。

注：整備法に関する中央環境審議会の資料をHP ([www.kumamoto84.net](http://www.kumamoto84.net))に掲載しておきます。